

県営住宅水道使用契約及び料金徴収等委託業務に係る質問回答書

令和5年11月9日
鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

番号	質問内容	回答
1	<p>全県の県営住宅の委託範囲をなぜ東部と中部、西部と中部など事業所の所在地がある区域に発注しないのか。支払督促や強制執行の手続きの予算があるが、回収するためには、圏内にある業者が適当ではないのか。発注できない理由を教えてください。</p>	<p>当該業務はこれまで全県一括で発注してきた実績があり、今回も同様の扱いとしています。検針については1ヶ月ないし2ヶ月に1度の頻度である上、水道料金徴収については銀行引き落としを基本としており、全県一括で1者への委託であっても支払い督促等の業務は実施できるものと考えています。</p> <p>なお、業者の所在地について『鳥取県内又は鳥取市役所若しくは米子市役所所在地から直線距離で100キロメートル以内の箇所に本店、支店又は営業所を有していること。』という条件を、入札参加資格に設けています。</p>
2	<p>契約締結日から2月に業務を履行開始と準備期間があまりにも、短期間であるが、今後年末や冬場に向かい、住民説明、口座情報の収集、確認を行う期間としては、とても足りない。このことについてどうお考えなのか教えてください。</p> <p>これでは、現受託業者が有利としか考えられない。疑義が生じる。</p>	<p>契約から検針開始までは2か月程度となりますが、口座振替日の1ヶ月前までに口座の切り替えを行えば振替が可能であることから、各水道局の振替日に合わせ、一部団地では検針期間中も口座切り替え期間に要することができます。よって、各団地の口座振替日に間に合うよう順次切り替えていくことは可能であると考えています。なお、詳細については発注者と調整を行わせていただきます。</p>
3	<p>水道料金の滞納者に対し、支払督促と強制執行の予算がついているが、現在の水道料金の滞納者に対し、新しい受託事業者がその責任を引き継ぐことになるのか。水道料金を未納者の分も払うことになると思うが、全県での現時点での滞納総額を教えてください。</p>	<p>仕様書第4の3(3)に規定する『未収金は受注者の入居者に対する債権であり、最終的な負担は受注者が負う。』における債権とは、当該業務期間において発生した債権のことを示しており、前受注者の業務期間中に発生した債権については、前受注者がその責任を負うこととなります。</p> <p>なお、令和5年10月末時点での未納者数は約200人です。</p>